

身体障害者手帳の障害程度等級の認定について

- 1 身体障害者手帳の障害程度等級の認定にあたっては、平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省保健福祉部長通知「身体障害者認定基準」のガイドラインに基づき審査をおこなうところであるが、次に該当する場合は身体障害者福祉専門分科会審査部会に諮問するものである。

(1) 申請内容から障害程度に該当していないと認められるもの

(2) 障害程度等級の認定に高度な医学的判定を要するもの

ア 2 歳未満の乳幼児の場合（肢体不自由については意見書の提出を得る）
（ただし、臓器移植等の明らかな場合※1 は、除く）

イ 視覚障害のうち、2・3・4 級の視野障害を新規に認定する場合

ウ 聴覚障害のうち、手帳非所持者の 2 級認定の場合

エ ぼうこう・直腸機能障害の場合、治癒困難な腸瘻、又はストマにおける排便・排尿処理が著しく困難な状態にあるもの（必要に応じて写真の提出を求める。）

オ 小腸の大量切除以外の小腸機能障害の場合

カ 障害が重く予測肺活量 1 秒率を測定できない呼吸器機能障害の場合（呼吸器装着以前の動脈血ガス O_2 分圧、酸素吸入下でない環境設定での活動能力の程度、運動負荷後の数値等のデータを得る。）

キ 申請等級と診断書内容との間に著しい差異がある場合

※1 心臓（ペースメーカー、人工弁移植、弁置換、心臓移植）、じん臓移植、人工呼吸器、ストマ造設、小腸切除、肝臓移植、四肢欠損

(3) 眼科以外を標榜する医師の記載した視覚障害の場合

(4) 耳鼻咽喉科以外を標榜する医師の記載した聴覚障害、音声・言語機能障害の場合

- 2 障害程度等級の認定にあたっては、次の事項について留意のうえ審査するものとする。

(1) 視覚障害
原因疾病が白内障の場合は、2 年後の再認定を要する。

(2) 聴覚障害
ア「普通話声の最良語音明瞭度が 50% 以下のもの」は語音明瞭度曲線に基づいて、認定をおこなうこと。

イ 手帳非所持者の聴覚障害 2 級の認定において、ABR などの他覚的聴覚検査、またはそれに相当する検査（「遅延側音検査」「ロンバルテスト」「ステンゲルテスト」など）が困難な場合は、日を異にした 2 度のオージオメータ検査結果の記録により認定をおこなうこと。

(3) 肢体不自由
ア 脳原性運動機能障害の障害認定については、次のとおり取り扱うこととする。
a 障害の程度を判定できる年齢となる、概ね満 3 歳以降に行う。
ただし上肢機能障害及び移動機能障害ともに満 6 歳時に必ず再認定を行うこと。
b a の年齢に達していない乳児の場合は、満 1 歳に達してから、肢体不

自由用の診断書により判定すること。

イ 脳血管障害に起因する場合は、発症後3ヶ月経過後の診断書をもとにして認定をおこなうこと。

ウ 脳血管障害による片麻痺の場合、上肢機能障害と下肢機能障害の重複障害として認定するべきで、通常は体幹機能障害として認定するべきでない。機能障害が重度で座位保持、起立、歩行不能のとき、体幹機能障害として認定することもあるが、その際は体幹機能障害と上肢機能障害の重複障害とし、下肢機能障害との重複とはしないこと。

エ 頸椎・脊髄外傷及び疾患による障害の場合は、発症後3ヶ月経過後の診断書をもとにして認定をおこなうこと。

オ 遷延性意識障害の認定に際しての、常時医学的管理を要しない場合とは、月1～4回程度の往診により、呼吸状態、栄養状態、排泄の状況、皮膚の状態等の管理が可能であること。

(4) 心臓機能障害

ペースメーカー移植、人工弁移植、弁置換及び心臓移植以外の心臓手術(※1)を施行した場合並びに原疾患が心筋炎に起因する場合には、術後及び発症後最低3かヶ月経過後の状態により認定を行うこと。

(※1) 冠血行再建術、弁形成術、大動脈瘤などの大血管手術など

(5) じん臓機能障害

ア 急性腎不全、急速進行性腎炎等による申請については、障害が3ヶ月以上持続しているものを認定すること。

イ 血液浄化療法を定期的に6ヶ月以上継続して実施している場合には、血清クレアチニン濃度 8.0 mg/dl 未満でもすべて1級として認定すること。(ただし、糖尿病性腎症では、血液浄化療法を定期的に3ヶ月以上継続して実施の場合とする。)

3 障害程度等級の認定において決定が「保留」となる場合は、保留となった要因とその解決方法、保留要因が解決した後の取扱いについても審査決定するものとする。

秋田県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会

審査部会申し合わせ事項 H16. 3.26

審査部会申し合わせ事項 H19. 9. 5 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H21. 9.10 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H22. 3.24 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H23.12. 1 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H24. 3. 8 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H24. 6.14 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H25. 3.14 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H26. 3. 6 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H27. 6.11 一部改訂

審査部会申し合わせ事項 H30. 7. 1 一部改訂